

## 騒音規制法に係る特定建設作業

(騒音規制法施工令 別表第2)

特定建設作業の種類		
1	くい打機(もんけんを除く)を使用する作業	くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く
	くい抜機を使用する作業	
	くい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く)を使用する作業	
2	びょう打機を使用する作業	すべて
3	さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る
4	空気圧縮機を使用する作業 (さく岩機の動力として使用する作業を除く)	電動機以外の原動機を用いるもので原動機定格出力が15kW以上
5	コンクリートプラントを設けて行う作業 (混練機の混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上のものに限る)	モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く
	アスファルトプラントを設けて行う作業 (混練機の混練重量が200kg以上のものに限る)	
6	バックホウを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る
7	トラクターショベルを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る
8	ブルドーザーを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る